



企業の脱炭素実現に向けた統合的な情報開示 (炭素中立・循環経済・自然再興) に関する勉強会

第4回 EUDR (欧州森林破壊防止規則) の概要と 原材料の適正な調達に関する勉強会

2025年01月20日



開催時間	内容
9:30-9:35	開会あいさつ
9:35-10:05	森林減少に関する各国政策・規制の最新動向と森林DDの概要と方法論
10:05-10:15	休憩
10:15-10:45	登壇企業によるプレゼンテーション (登壇者：王子グリーンリソース株式会社、株式会社ブリヂストン、サラヤ株式会社)
10:45-11:30	パネルディスカッション (登壇者：王子グリーンリソース株式会社、株式会社ブリヂストン、サラヤ株式会社、EY新日本有限責任監査法人)



環境省

開会あいさつ

企業の脱炭素実現に向けた統合的な情報開示
(炭素中立・循環経済・自然再興)に関する勉強会

第4回 EUDR (欧州森林破壊防止規則) の概要と原材料の適正な調達に関する勉強会

2025年1月20日





森林減少に関する各国政策・規制の最新動向と 森林DDの概要と方法論

企業の脱炭素実現に向けた統合的な情報開示
(炭素中立・循環経済・自然再興)に関する勉強会

第4回 EUDR (欧州森林破壊防止規則) の概要と原材料の適正な調達に関する勉強会

2025年1月20日



1. 森林減少の現状と森林DDに関する動向

2. EUDRの要求事項と最新情報

3. EUDRの対応のための基盤づくり

森林減少の現状と森林DDに関する動向

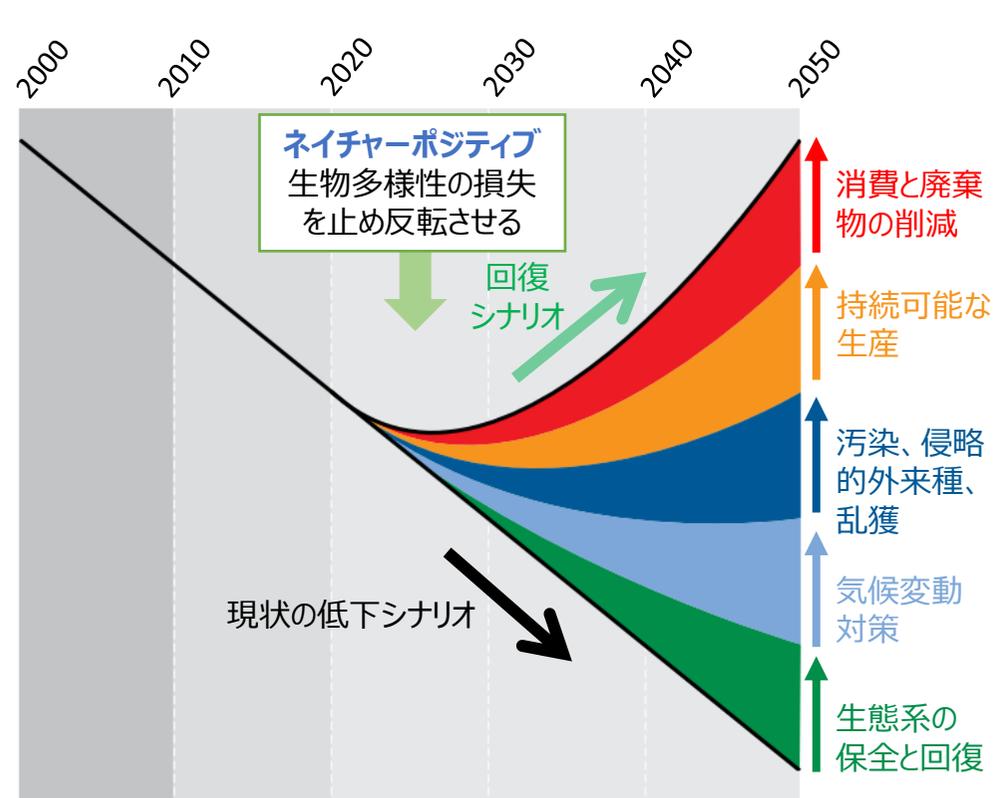
自然との共生に向け、世界目標の2050年ゴールと2030年ミッションが採択された

- 2022年12月にカナダ モントリオールで開かれた生物多様性条約COP15にて2050年ビジョン「**自然と共生する世界**」を掲げ、その実現に向けた2030年のミッションを「**自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる**」とすることに合意した。
- 2030年ミッションを達成するために、新たな世界目標である「**昆明・モントリオール生物多様性枠組（Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework : GBF）**」とその23のターゲットが採択された。これらのターゲットを効果的に取り組むことには、5つの側面に対し包括的に対応していくことを求めている。

23のターゲット

ターゲット1 空間計画の設定	ターゲット2 自然再生	ターゲット3 30by30	ターゲット4 種・遺伝子の保全	ターゲット5 生物採取の適正化	ターゲット6 外来種対策
ターゲット7 汚染防止・削減	ターゲット8 気候変動対策	ターゲット9 野生種の持続可能な利用	ターゲット10 農林漁業の持続的管理	ターゲット11 自然の調節機能の活用	ターゲット12 緑地親水空間の確保
ターゲット13 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)	ターゲット14 生物多様性の主流化	ターゲット15 ビジネスの影響評価・開示	ターゲット16 持続可能な消費	ターゲット17 バイオセーフティ	ターゲット18 有害補助金の特定・見直し
ターゲット19 資金の動員	ターゲット20 能力構築、技術移転	ターゲット21 知識へのアクセス強化	ターゲット22 女性、若者および先住民の参画確保	ターゲット23 ジェンダー平等の確保	

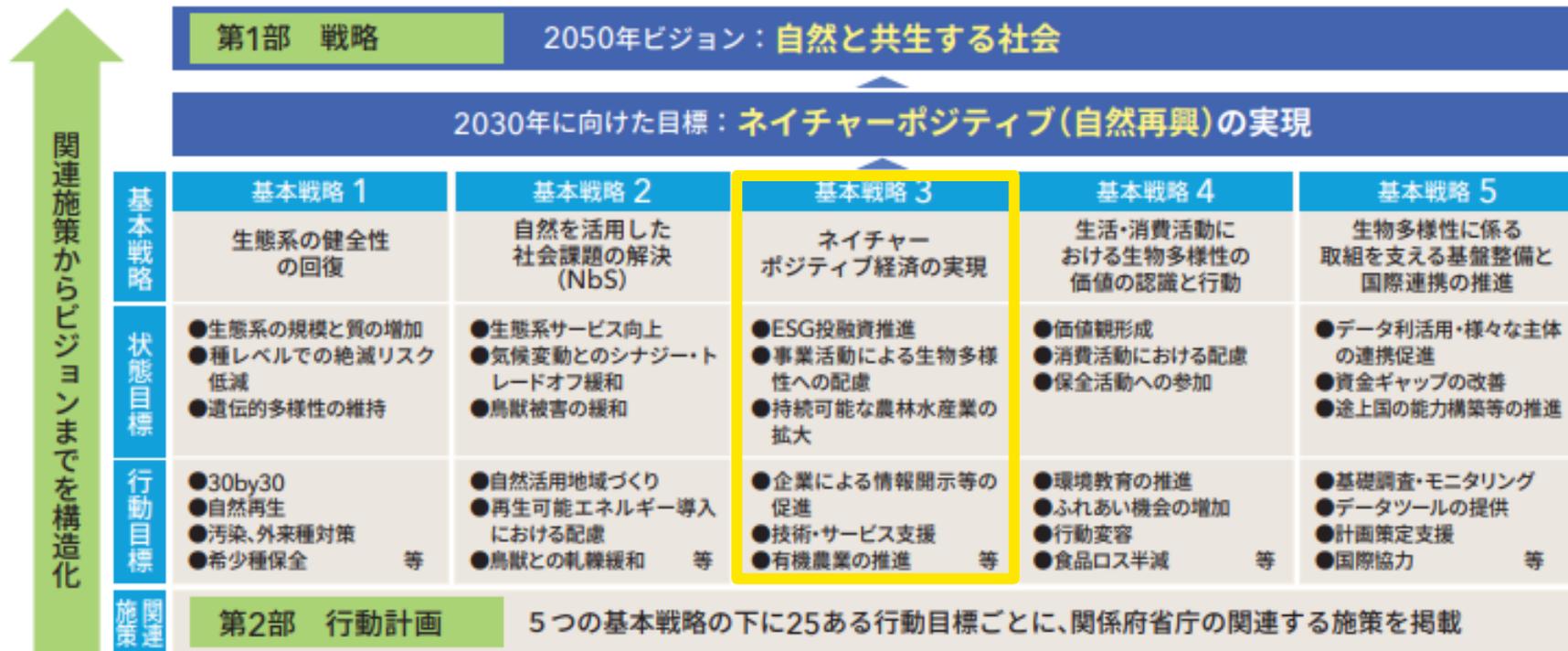
生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳



ネイチャーポジティブ経済に向けた国内施策として「生物多様性国家戦略2023-2030」が採択された

- GBFの採択を受け、日本政府は「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、5つの基本戦略の下で状態目標（あるべき姿）と行動目標（なすべき行動）を設定。
- 特に「基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現」では**企業による生物多様性への取り組み**を求めている。

生物多様性国家戦略2023-2030の概要



森林は世界の土地の31%を占め、多様な生物の生息地やCO2吸収源となっている

- 生物多様性が豊かである森林は、気候変動への対応や、食料・バイオ燃料等の供給源となるなど多面的価値を生み出しており、我々の生活・経済活動は森林の恩恵を受けている。

世界の森林面積は

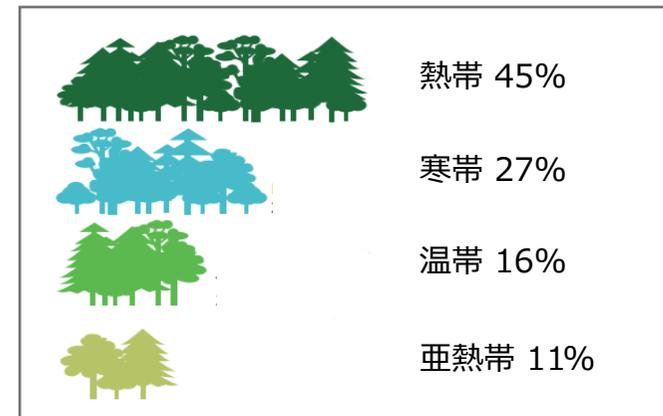
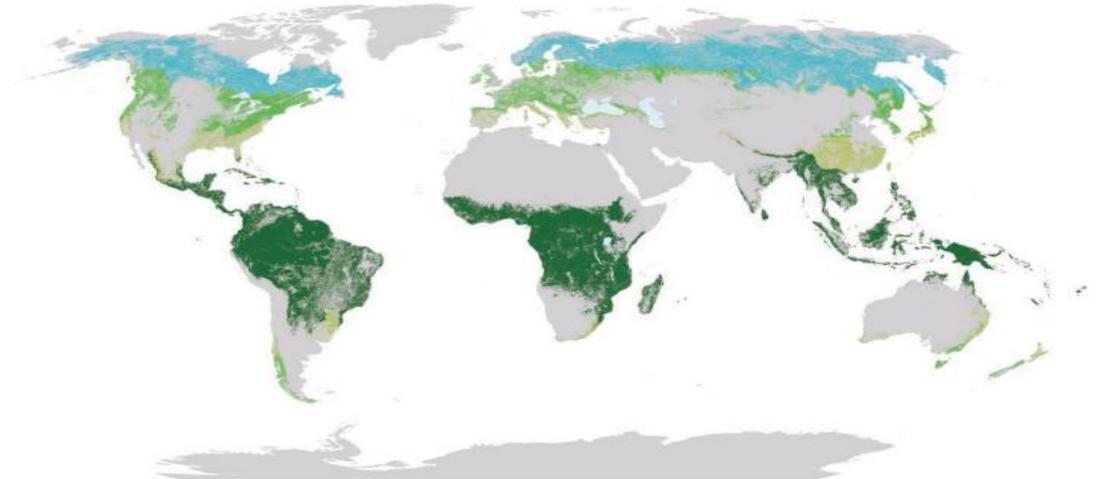
推定40.6億ヘクタール

総価値は推定150兆ドル

森林の代表的な役割

- ▶ 7000万人の先住民族を含む約16億人が森林に生計を依存
- ▶ 多様な生物の生息地
 - ▶ 60,000種の樹木
 - ▶ 80%の両生類
 - ▶ 75%の鳥類
 - ▶ 68%の哺乳類
- ▶ CO2吸収源
 - ▶ 400ギガトン相当のカーボンを吸収
- ▶ 食料、医薬品、バイオ燃料等の供給源

世界の森林の分布



森林減少の現状と森林DDに関する動向

過去30年間で4億2000万ヘクタールの森林が農業やインフラストラクチャーなどの他の土地利用に変換することにより失われている

- ・ 昨今、森林減少の深刻化が懸念されており、企業の自然関連財務情報開示においても、森林分野は重要視されている。



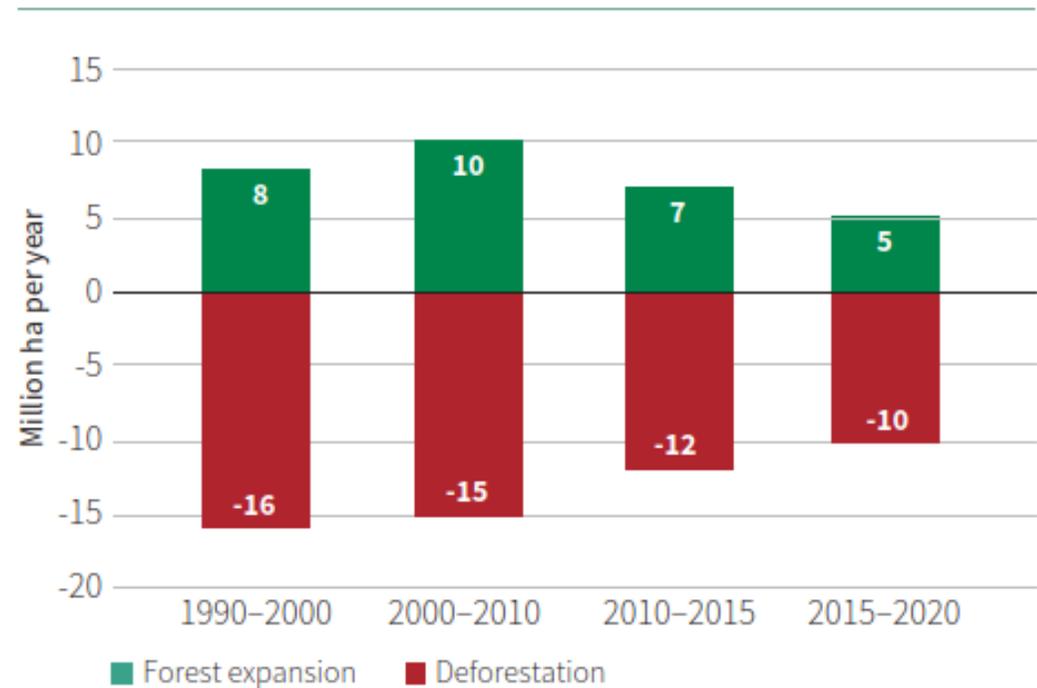
国連グローバル森林資源アセスメント (2020年)

- ▶ FAO (国連食糧農業機関) の推計によると、1990年から2020年の間に、4億2000万ヘクタールの森林が土地転換によって失われた

森林破壊の主な要因

- ▶ 農業の拡大
 - ▶ プランテーション：熱帯地域での大豆、パーム油、コーヒー、カカオなどの生産
 - ▶ 家畜の放牧、牧草地への転換
- ▶ インフラ開発・鉱物採取
- ▶ 違法伐採
- ▶ 火災

過去30年間の森林減少量



Source: FAO. 2020. Global Forests Resources Assessment 2020: Main report. Rome. Available at <http://www.fao.org/3/ca9825en/CA9825EN.pdf>

森林減少の大きな要因となる農林業における、森林破壊防止へのコミットメントが要求される等、本テーマには注目が集まっている

森林減少抑制のため、森林減少防止のための情報開示の取り組みや、森林にかかわるサプライチェーンDDに関するイニシアティブ・認証制度及び規制等が国際的に整備されてきた

		概要	対象品目
イニシアティブ	CDP forest (2013開始)	森林減少リスクのあるコモデティの生産に関連する企業の取り組みを把握し、改善をサポートするための 森林関連のリスクと機会、ガバナンス体制、サプライヤーとの協業、課題 などに関する質問書	畜牛品、パーム油、大豆、木材 (+天然ゴム、カカオ、コーヒー)
	SBTi FLAG (2022ガイダンスver1公開)	GHG排出量の20%以上が農業、林業、土地利用 (FLAG) によるものであることから、FLAGセクターを対象に開発された温室効果ガス排出削減目標策定のためのガイダンス。 2025年末までのNo-Deforestation Commitmentも要求	牛肉、鶏肉、乳製品、皮革、トウモロコシ、パーム油、豚肉、米、大豆、小麦、木材・木質
認証制度	Forest stewardship council (FSC)	世界の森林の責任ある管理を促進することを目的としている。本認証は、 製品が環境、社会、経済の利益を提供する責任ある方法で管理された森林から来ていることを保証 するために設計されている	建築材料、家具、紙製品、印刷製品、パッケージング、その他の木製品
	Soybean sustainability assurance protocol (SSAP)	アメリカ合衆国の大豆生産者が持続可能な農業慣行を実施していることを証明。 生物多様性と高炭素ストック、生産活動、労働者の健康・福祉と人権、生産活動と環境保全 の観点から持続可能性を保証するために設計されている	大豆
	Roundtable on sustainable palm oil (RSPO)	パーム油生産の基準が持続可能であることを消費者に保証することを目的としている。この認証は、 責任を持って調達され、環境への影響を最小限に抑える製品を提供したいと考える製造業者 や小売業者によって求められている	パーム油入りの食品、洗剤、飼料、バイオ燃料やバイオマスイエネジーの原料として使用されるパーム油
規制	EU deforestation - free regulation (EUDR) (2023発効)	EUで流通するまたはEUから輸出される対象製品が 森林破壊に関与していないことを保証、デュー・デiligence実施と、書面事前提出の義務化 される規則	畜牛品、パーム油、大豆、木材、天然ゴム、カカオ、コーヒー

出所：CDP forest ([Forests – CDP](#))、Scienced Based Targets ([Forests, Land and Agriculture - Science Based Targets Initiative](#))、欧州委員会 ([Regulation - 2023/1115 - EN - EUR-Lex](#))、FSC ([FSC](#))、SSAP ([SSAP](#))、RSPO ([RSPO](#)) (2025年1月16日アクセス) を基にEY作成

EUDRの要求事項と最新情報

2023年6月29日に欧州森林破壊防止規則（EUDR）が発効された 森林破壊フリー製品であることを証明しなければ当該製品のEUへの輸出は不可となる

- EUに拠点を置く企業は、EUDRが適用される製品群に関して、法的に定められた手順に従って適切な調査（デューデリジェンス）を行う必要がある。この調査を行わずに該当する製品の取引をすることは、EUの法律によって禁じられる。

EUDRの要求

以下の場合を除き、特定の商品および関連製品のEU市場への輸入、域内取引、またはEU市場からの輸出を禁止する

- 森林減少なしで生産された製品（2020年12月31日より後で、森林を伐採していない土地）。過去の使用を検証必要
- 原産国の法律に従って生産されたもの
 - 人権
 - 労働法
 - 環境・土地利用規制
 - 汚職防止
 - 税、貿易、関税に関する法律
- 森林減少のない合法性を確認するデュー・デリジェンス・ステートメントが添付されているもの

対象品目：HSコードによる区別



牛、牛肉、皮革



カカオ、カカオ豆、チョコレート



コーヒー、豆、殻



ゴム・ゴム製品（タイヤ、伝動ベルトなど）



大豆、豆粉、豆油



パーム油、ナッツ・種子、グリセロール
パルミチン酸・ステアリン酸



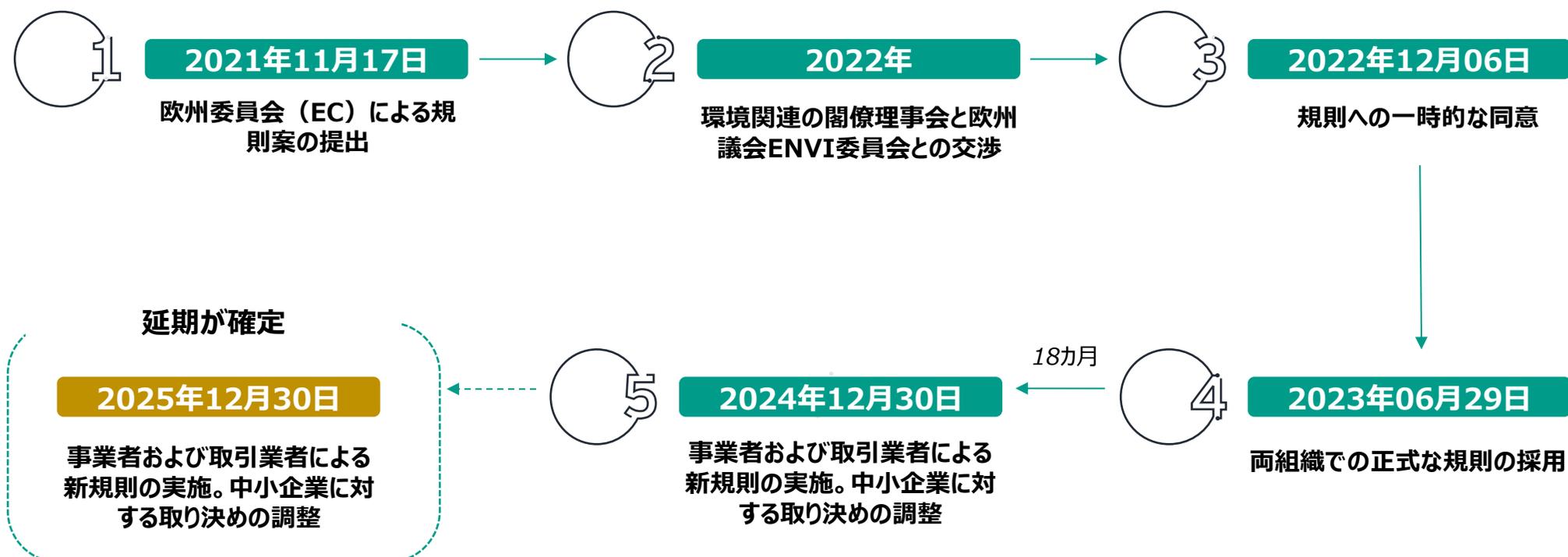
木材、家具、セルロース、紙

制裁措置

罰金（企業のEUにおける前年度の歳入の少なくとも4%を上限とする）、没収、公共入札からの指名停止、取引停止、簡易デューデリジェンスの利用停止等

EUDRの適用開始が12か月延期となり、2025年12月30日となることが確定した

- 2023年6月29日以降に生産されたコモディティや関連製品の生産地において 2020年12月31日より後で森林破壊・森林劣化が生じていないことを証明する必要がある。
- EUDRは2024年12月30日から適用される予定であったが、2024年11月14日、欧州議会は、EUDRの適用開始日を12か月延期することを決定。大企業（非SME企業）は2025年12月30日、中小企業（SME企業）は2026年6月30日から適用開始となる。

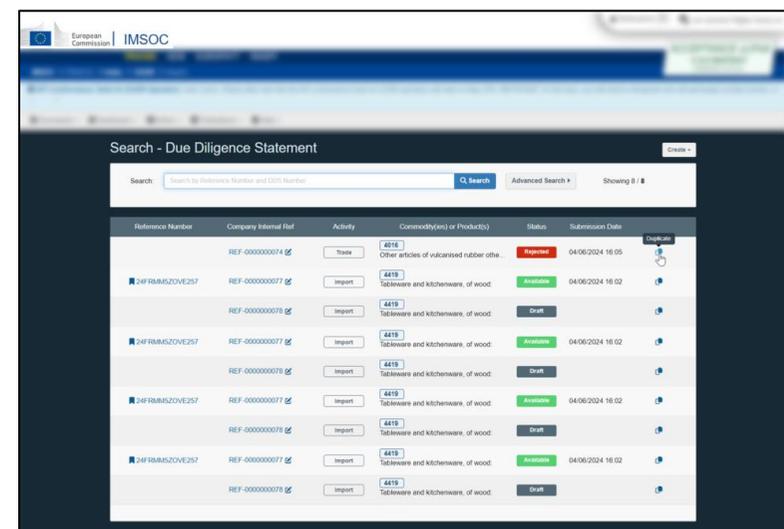


欧州理事会は、2024年10月16日に合意
 欧州議会は、2024年11月14日に承認

※非SME企業は中規模企業の基準であるバランスシート合計が2,000万ユーロを超える、純売上高が4,000万ユーロを超える企業のことを指す。
 詳細情報は [Article 3 of Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council](#) を参照
 出所：欧州委員会（[GUIDANCE DOCUMENT for Regulation \(EU\) 2023/1115 on deforestation-free products](#)）（2024年12月11日アクセス）を基にEY作成

【EUDR最新情報】適用開始延期、生産国ベンチマーキング、情報システム導入および追加ガイダンスについての情報がアップデートされている

- **欧州委員会によるEUDR適用開始時期の延期**
 - 11月14日欧州議会による欧州議会により規則適用開始の**1年間延期**が決定
- **国際協調に対する戦略的枠組み**
 - 生産国ベンチマーキングに関する方法論の原則。2025年6月30日まで最終決定
 - 11月14日欧州議会で森林破壊リスクを「高・標準・低」に新たな「リスクなし」カテゴリーの追加が提案されたが、12月に拒否された
- **デューデリジェンス・ステートメント提出用の「EUDR Information System」の情報システム**
 - 2024年11月に登録受付を開始し、2024年12月にフル稼働を始めた
- **2024年10月の公表によるEUDR追加ガイダンス・FAQ**
 - 具体的な定義（対象行為3種類、オペレーター、農業利用、対象品目等）、違法に関する要件、デューデリジェンスの責任者とその詳細（事例あり）、非EU企業の義務等について明確化
 - 製品の包装材に関する追加説明



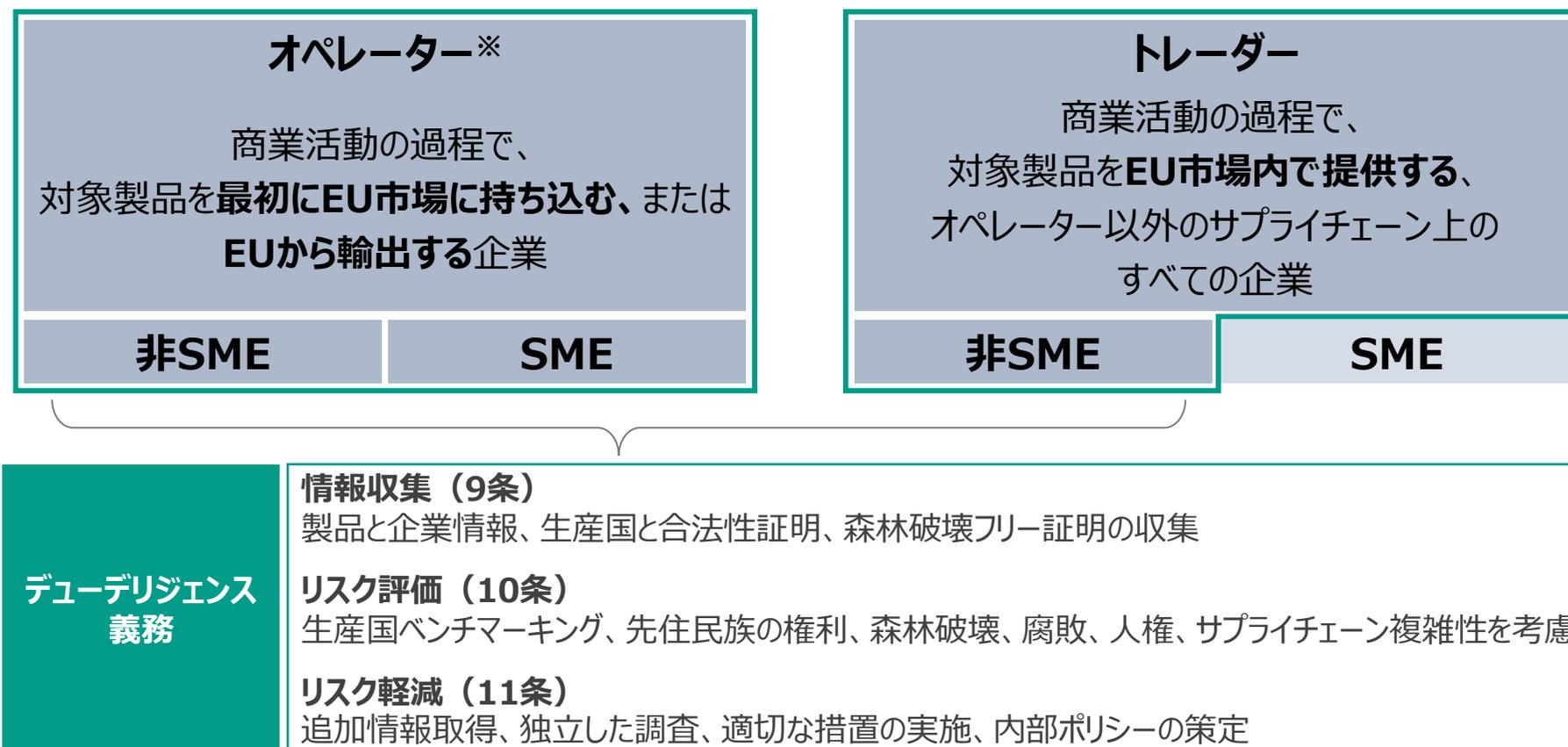
2024年10月に公表された追加ガイダンスでは、用語の具体的定義や、製品のスコープなどの情報が明確化された

- 2024年10月、EUDR上で対応すべきプロセス関しての追加ガイダンスが公開され、以下の項目が詳細に定義された。

項目	概要
Definitions of ‘placing on the market’, ‘making available on the market’ and ‘export’	輸入、市場提供、および輸出の具体的定義
Definition of ‘operator’	オペレーターとしての事業者の役割や非EU企業の義務について個別事例に基づく具体的なコンプライアンスガイドライン
Date of effect and time-frame for application	効力発生日、及びEUDRの前身であるEU木材規則(EUTR)からの移行措置について説明
Due diligence and definition of ‘negligible risk’	レビュー頻度、サプライチェーンリスク、トレーダーの責任、およびCSDDとの統合
Clarification of ‘complexity of the supply chain’	「サプライチェーンの複雑性」を定義し、サプライチェーンに複数のプレイヤーが関与する場合等には、違反リスクが高まることを指摘
Legality	生産国法令遵守のためのデューデリジェンス要素と実施方法
Product scope	装物、廃棄物として扱われるべき物等
Regular maintenance of a due diligence system	デューデリジェンス体制のレビュー頻度・体制について詳細に説明
Composite products	複合製品（複数のコモディティや関連製品によって構成される製品）として扱われるべき物等
The role of certifications and third-party verification schemes in risk assessment and risk mitigation	認証・第三者検証スキームに依拠する際の留意事項等
Agricultural use	森林の「農業利用に転換されること」の意義を詳細に説明

EUDRのデューデリジェンス義務を負う者として、「オペレーター」と「トレーダー」の区分があり、それぞれの定義を理解することが必要

- EUDRにおいては、デューデリジェンス義務を負う者として、「オペレーター」及び「トレーダー」が定義されている。
- 大企業（非SME）および中小企業（SME）のオペレーターと、大企業（非SME）のトレーダーは、デューデリジェンス（情報収集・リスク評価・リスク軽減）の実施を義務付けられる。（SMEオペレーターは一部の義務に関する軽減措置あり）

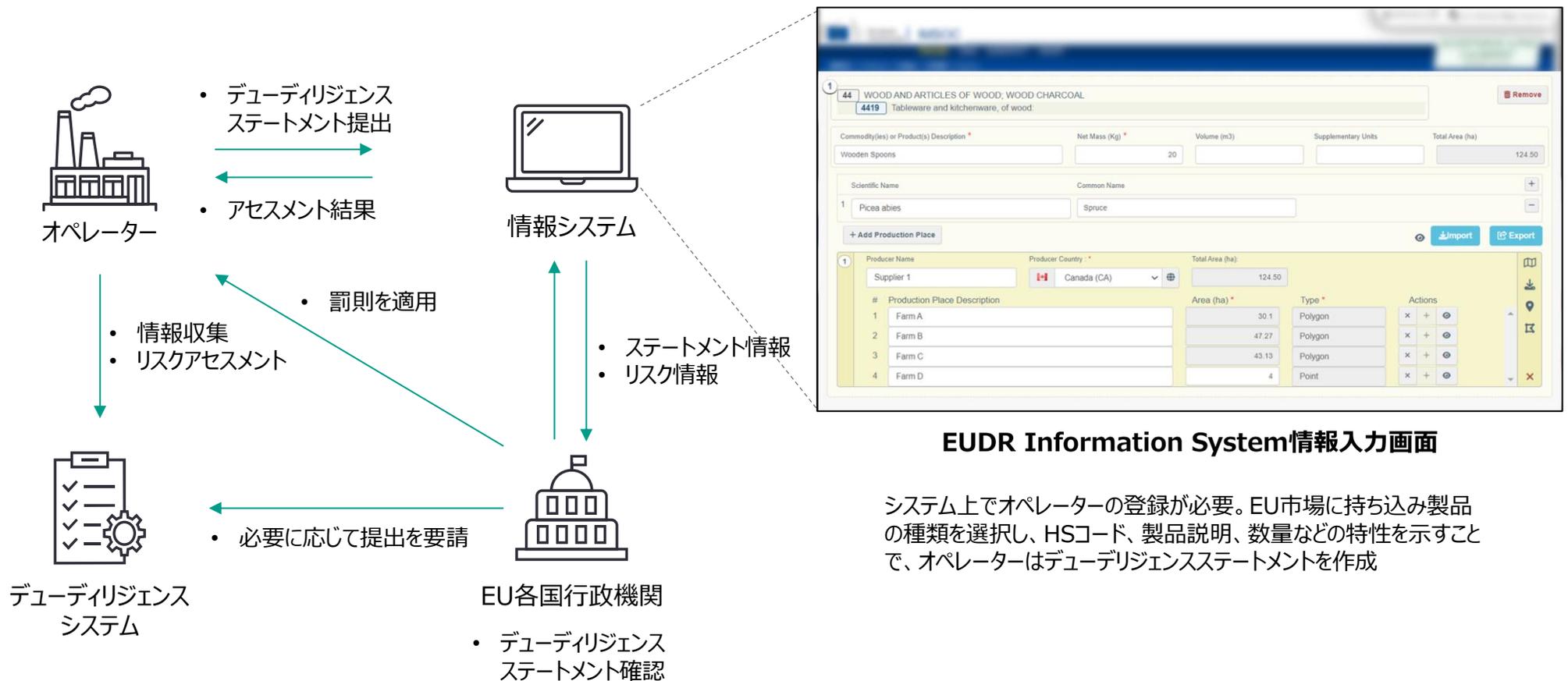


※EU外の自然人又はEU外で設立された法人が対象製品を市場に持ち込む場合、当該対象製品をEU市場において最初に利用可能とするEU内の自然人又はEU内で設立された法人が、「オペレーター」とみなされる（EUDR第7条）

・ 出所：欧州委員会（[Regulation - 2023/1115 - EN - EUR-Lex](https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1115/oj)）（2024年12月11日アクセス）を基にEY作成

企業は、EUDRの情報システムを通じてデューデリジェンス・ステートメントを提出する 情報システムは2024年12月に稼働開始している

- 情報システムは、サプライチェーン内でのデューデリジェンスステートメントの作成／提出／管理ためのオンラインツールである。このツールを通じて、オペレーターは、電子的なデューデリジェンスステートメントを作成し、関連する当局に提出する。これにより、製品が森林破壊を引き起こしていないことを、EUDRに準拠して示すことができる。



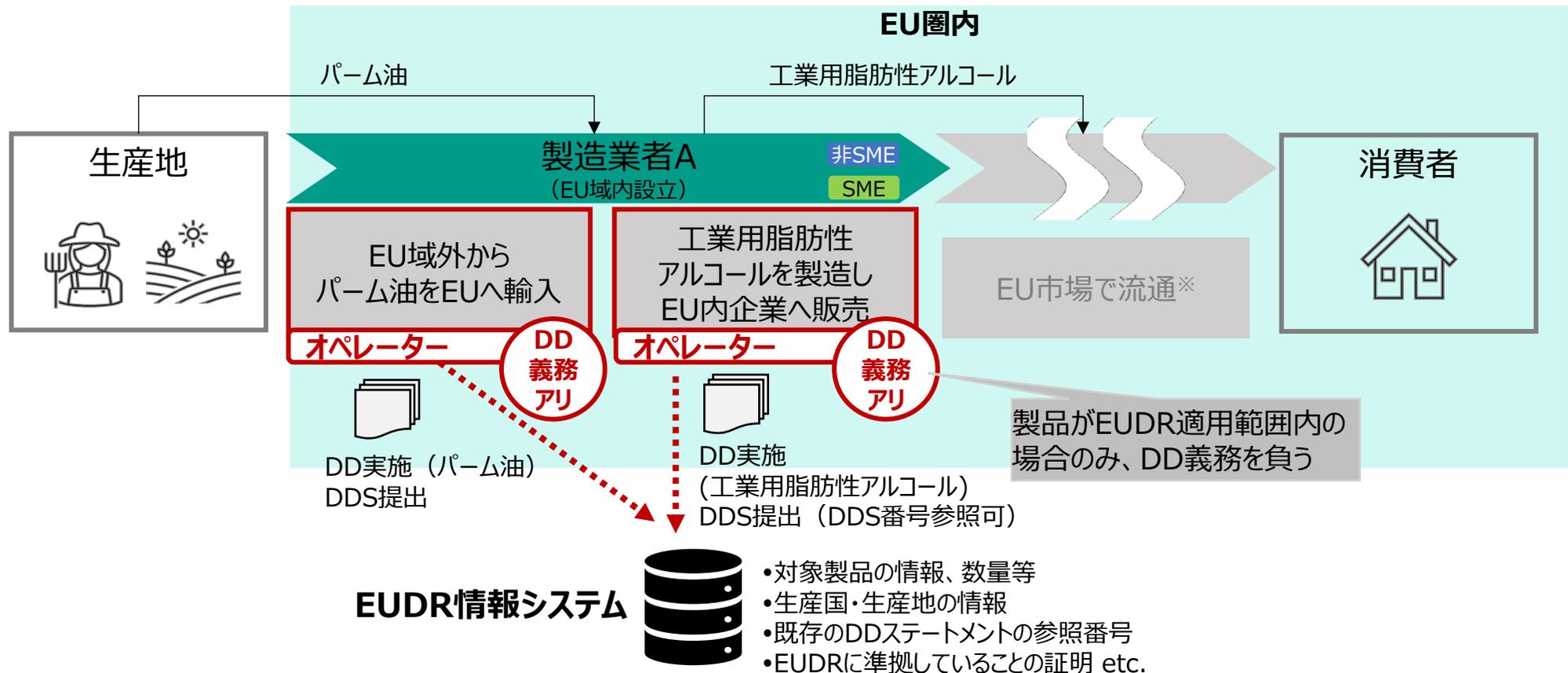
EUDR Information System 情報入力画面

システム上でオペレーターの登録が必要。EU市場に持ち込み製品の種類を選択し、HSコード、製品説明、数量などの特性を示すことで、オペレーターはデューデリジェンスステートメントを作成

【例1】EU域内の製造業者Aが、EU外の第三国からパーム油を輸入し、EUで工業用脂肪性アルコールを製造して、EU域内で販売する場合（EUDRガイダンス附属書I シナリオ1参照）

- 製造業者Aは、パーム油をEUに輸入するため、「オペレーター」となり、パーム油に関するDDを実施し、情報システムにDDSを提出する必要がある。
- さらに、製造業者Aは工業用脂肪性アルコールをEU市場に投入する際の「オペレーター」にもなるため、工業用脂肪性アルコールに関する別のDDSを提出する必要がある。その際は以前のDDS参照番号を記載することができる。

凡例：非SME企業適用 非SME SME企業適用 SME



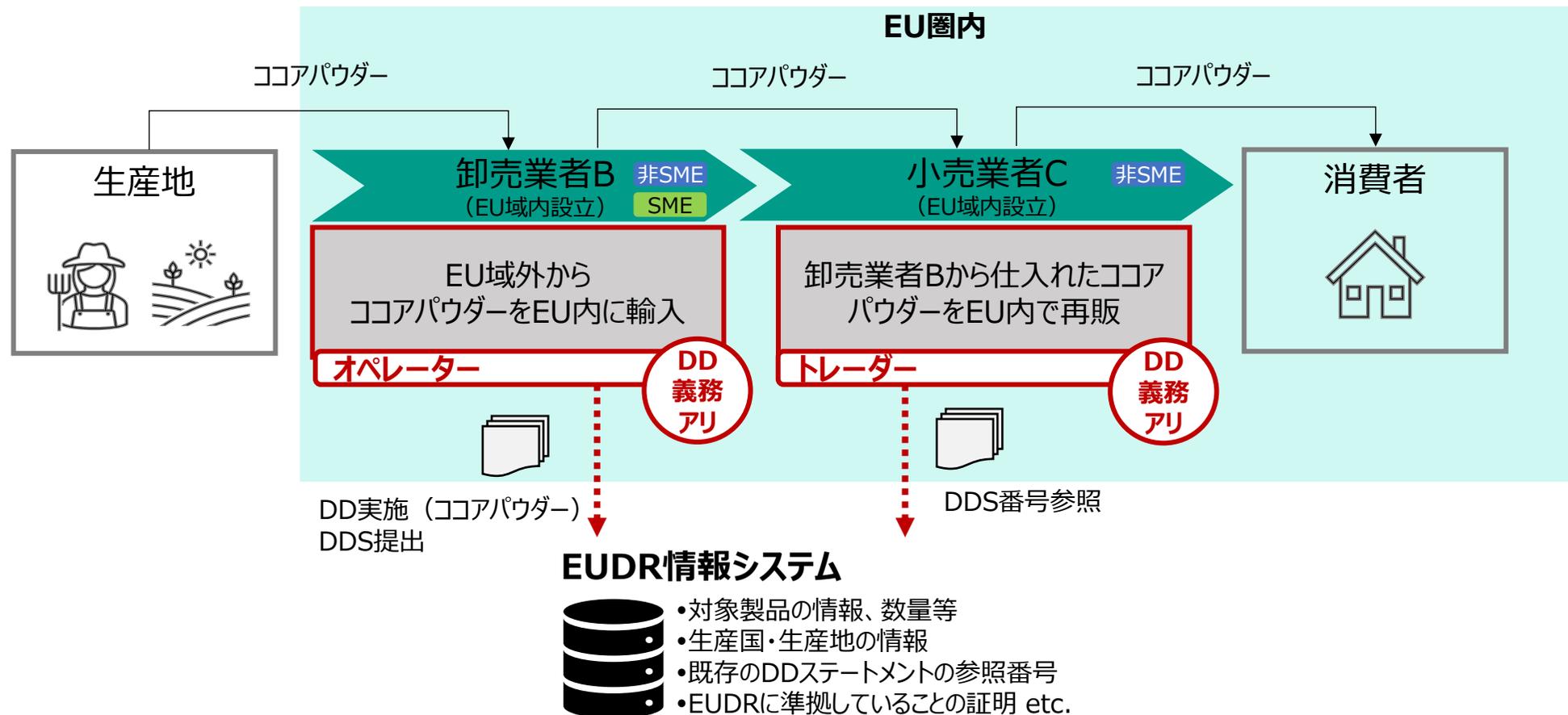
※EUDRガイダンス付属書I シナリオ1では製造業者Aは製造業者Bに販売することになっていますが、製造業者Bを含む下流の業者およびその義務については上記図では省略しています。

出所：欧州委員会 ([GUIDANCE DOCUMENT for Regulation \(EU\) 2023/1115 on deforestation-free products](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023/1115/Annex_I_Scenario_1)) ANNEX I Scenario1 (2025年1月10日アクセス) を基にEY作成

【例2】EU域内の卸売業者Bが、EU外の第三国からココアパウダーを輸入しEU域内の小売業者Cに販売。さらに小売業者CがEU内でココアパウダーを再販する場合（EUDRガイダンス附属書 I シナリオ4b参照）

- 卸売業者Bは、ココアパウダーをEUに輸入するため、「オペレーター」となり、ココアパウダーに関するDDを実施する必要がある。
- 小売業者Cは、卸売業者Bによって既にEU市場に投入されたココアパウダーを再販しているため、「トレーダー」となる。ただし、小売業者Cが非SME企業である場合は、「オペレーター」と同様のDD義務を負い、ココアパウダーの販売前にDDを実施する必要がある。その際は、卸売業者Bの既存のDDが適切に実施されていることを確認した後に限り、既存のDDSを参照することができる。

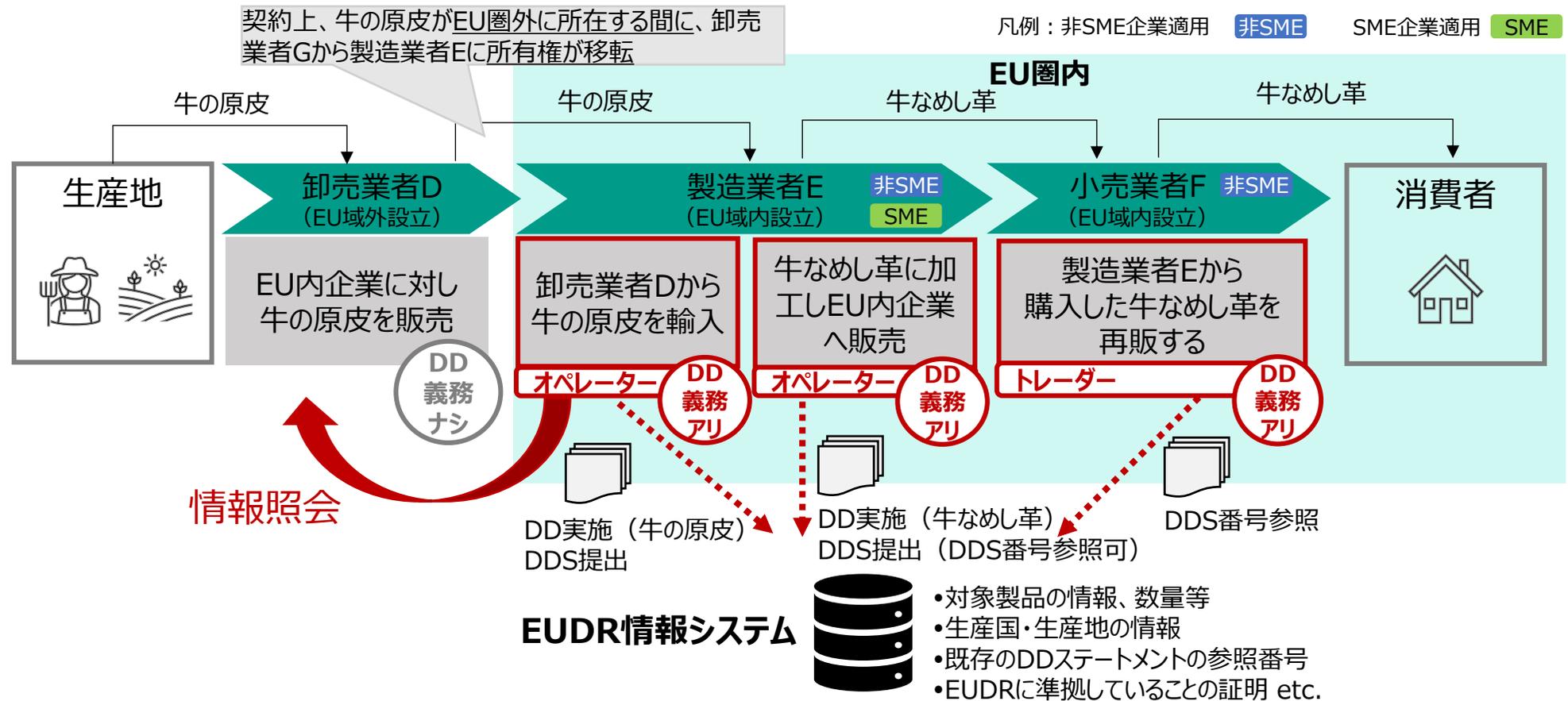
凡例：非SME企業適用 非SME SME企業適用 SME



出所：欧州委員会 ([GUIDANCE DOCUMENT for Regulation \(EU\) 2023/1115 on deforestation-free products](https://ec.europa.eu/euro-forestry-portal/en/guidance-document-for-regulation-eu-2023-1115-on-deforestation-free-products)) ANNEX I Scenario4b (2025年1月10日アクセス) を基にEY作成

【例3】EU域外の卸売業者DがEU域内の製造業者Eへ牛の原皮を販売する際、EU圏外に所在する間に所有権が移転する契約を結んでいる場合（EUDRガイダンス附属書I シナリオ3a参照）

- EU域外企業である卸売業者Dが、EU内に牛の原皮を輸出し、EU域内企業である製造業者Eに販売する。契約上、EU域外に所在する間に牛の原皮の所有権が卸売業者Dから製造業者Eに移転する場合は、製造業者Eが「オペレーター」となり、EU域外企業の卸売業者DはDD義務を負わない。ただし、生産地などに関する情報の問い合わせがある場合がある。
- 製造業者Eは牛なめし革に加工しEU内企業へ販売する際の「オペレーター」にもなり、その場合もDDの実施が必要となる。
- 小売業者Fは「トレーダー」となる。非SME企業である場合は、「オペレーター」と同様の義務を負う。



認証制度や第三者検証スキームは、EUDRのリスク評価・リスク軽減の補助的な情報源になる一方で、それらのスキームがEUDRに準拠するかどうかは、各企業が確認する必要がある

EUDRガイドンス

The EUDR acknowledges that certification and other third-party verified schemes may provide useful information on compliance with the Regulation in the risk assessment further to Article 10 by supporting evidence that products are legal and deforestation-free. This is subject to the condition that this information meets the relevant requirements set out in Article 9, as stipulated in Article 10(2)(n).

This guidance is directed primarily to stakeholders considering making use of certification or third-party verified schemes given their potential added value in providing complementary information, such as on geolocation coordinates and supporting the operators' risk assessment undertaken as part of their due diligence exercise that relevant products are legal and deforestation-free. If operators decide

In considering whether to make use of information supplied by a certification scheme or third-party verified scheme in the risk assessment procedure under Article 10 as supporting evidence that the product is legal and deforestation-free, an operator should, as a first step, determine whether the scheme's standards are in accordance with relevant provisions of the EUDR. In this regard, it should be pointed out that operators may also use third party verification schemes or certification schemes for compliance with only certain requirements of the Regulation.

インサイト

EUDRは、第三者検証スキームが製品が合法かつ森林破壊がないことの証拠として役立つ可能性があることを認めているが、その情報が第9条の要件を満たす必要がある

認証や第三者検証スキームは、地理的位置情報の提供や、合法かつ森林破壊のない製品のリスク評価を支援する点において、付加価値をもたらす可能性がある。

認証制度または第三者検証制度が提供する情報を活用するかどうかを検討する際、まず事業者は当該制度の基準がEUDRの関連規定に準拠しているかを判断する必要がある。

ガイドンスによる認証・第三者検証のスキーム評価観点

認証・第三者検証スキームの基準

スキームに従う企業の運用要件、範囲、手順、ポリシー等

実施状況の把握

監査を通じてコンプライアンスを確保するための必要な措置を講じている状況の分析

スキームのガバナンスの特徴

スキームの信頼性評価（透明性、保証プロセス、監督等）

EUDRの対応のための基盤づくり

企業におけるEUDRの対応のための基盤づくりとして、以下のステップが必要となる

EUDR対応アプローチ

主要課題

STEP 1

サプライチェーン上の対象となる製品・取引・企業のマッピング
既存データから利用可能なものを特定

STEP 2

サプライヤーへ働きかけを行い情報収集を開始。コンプライアンス違反リスク
(森林破壊、法規制抵触リスク等)の有無の分析

STEP 3

サプライチェーンデータに基づき、リスク評価と優先順位付けを実施
エンティティ・コモディティごとにDD義務の有無を特定

STEP 4

DDプラットフォームを構築してデータを連携

STEP 5

サプライヤー契約を見直し、サプライヤーへの義務を反映
リスクの高いサプライヤーとの契約終了

STEP 6

リスクマネジメント体制の整備・導入、既存システムへの統合

STEP 7

DDプロセス、サプライヤープロセスのモニタリング、改善

- ▶ **サプライチェーンが複雑**であるほど
難易度が高い
 - ▶ トレーサビリティの確保
 - ▶ 生産地の特定
 - ▶ 合法性の確認

- ▶ データ取得における**テクノロジー活用**
- ▶ リスク評価のフレームワークの確立



登壇企業によるプレゼンテーション

企業の脱炭素実現に向けた統合的な情報開示
(炭素中立・循環経済・自然再興)に関する勉強会

第4回 EUDR (欧州森林破壊防止規則) の概要と原材料の適正な調達に関する勉強会

2025年01月20日



王子グリーンリソース株式会社

企画管理部長

三宅 敬介 様

株式会社ブリヂストン

グローバルサステナビリティ戦略統括部門 統括部門長

稲継 明宏 様

サラヤ株式会社

サステナビリティ推進本部SDGs推進室

牧野 敬一 様



パネルディスカッション

企業の脱炭素実現に向けた統合的な情報開示
(炭素中立・循環経済・自然再興)に関する勉強会

第4回 EUDR (欧州森林破壊防止規則) の概要と原材料の適正な調達に関する勉強会

2025年01月20日



王子グリーンリソース株式会社

企画管理部長

三宅 敬介 様

株式会社ブリヂストン

グローバルサステナビリティ戦略統括部門 統括部門長

稲継 明宏 様

サラヤ株式会社

サステナビリティ推進本部SDGs推進室

牧野 敬一 様

EY新日本有限責任監査法人

CCaSS事業部 パートナー/プリンシパル

茂呂 正樹

モデレーター

EY Japan株式会社

EY wavespace™ Tokyo リーダー ディレクター

天野 洋介